

【表紙】

|            |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                  |
| 【提出先】      | 関東財務局長                                 |
| 【提出日】      | 2025年11月28日                            |
| 【会社名】      | 株式会社TENTIAL                            |
| 【英訳名】      | TENTIAL Inc.                           |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 中西 裕太郎                         |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区北品川六丁目 7 番29号                    |
| 【電話番号】     | 03-6455-2921                           |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員コーポレート本部長 鵜沢 敬太                    |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区北品川六丁目 7 番29号                    |
| 【電話番号】     | 03-6455-2921                           |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員コーポレート本部長 鵜沢 敬太                    |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) |

## 1【提出理由】

2025年11月27日開催の当社第8回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年11月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、中西裕太郎、南日政俊、猿渡歩を選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、酒井温子を選任するものであります。

第3号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬制度を導入することとし、譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は、年額5,000万円以内、割り当てる譲渡制限付株式は年10,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとする。）とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項   | 賛成（個）  | 反対（個） | 棄権（個） | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|--------|--------|-------|-------|----------------|
| 第1号議案  |        |       |       |                |
| 中西 裕太郎 | 49,347 | 76    | -     | 可決 98.85       |
| 南日 政俊  | 49,336 | 87    | -     | 可決 98.83       |
| 猿渡 歩   | 49,339 | 84    | -     | 可決 98.83       |
| 第2号議案  |        |       |       |                |
| 酒井 温子  | 49,372 | 51    | -     | 可決 98.90       |
| 第3号議案  | 43,561 | 5,863 | -     | 可決 87.26       |

(注) 1. 上記「賛成（個）」「反対（個）」「棄権（個）」は、書面又は電磁的方法により行使された賛成、反対及び棄権の各議決権数に、本総会当日出席の株主から各議案の賛成及び反対が確認できた議決権数のみを加えたものです。

2. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案及び第2号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第3号議案については、出席した議決権を行使することができる株主の議決権数の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上